

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十第

行發日一月一年一十正大

マルクス氏餘剩價值説の評論	法學博士 田島 錦治
我邦の所得税を論ず	法學博士 神戸 正雄
奴隸制と賃労働制	法學博士 河上 肇
累進税の根據に就いて	法學博士 小川郷太郎
植民政策上より觀たる委任統治	法學博士 山本美越乃
小作制と小作法	法學博士 河田 嗣郎
社會の團結の減衰	文學士 高田 保馬
海運に於ける競争と獨占	法學士 小島昌太郎
舊尾張藩に於ける地割制度	農學士 奥田 彥
財産税と國富統計	法學士 汐見 三郎
開城簿記の起源に就て	法學士 大森 研造

小作制と小作法(一)

河田 嗣 郎

一 小作制一般

土地の所有と其の實際の使用とが、別々の權利として相分れ、土地の所有者と實際之を占有使用する者とが、相分れて別々の人たることは、古くよりして諸國に之を見る所であつて、海にマールシャル教授の説けるが如く、¹⁾元來土地の所有なるものは、個人を基礎とする制度ではなくて、組合を基礎とし、然かも其の組合に於ては、一方に眠れる(無爲の)組合員あり、他方に働ける組合員あり、此の兩者の結合に依て、一の所有主體の作り上げらるゝを例とするものである。而してその眠れる組合員は、所謂單純なる所有者なるもので、國家たり村落團體たる場合もあるけれども、現今私人や私法人たる場合を以て普通とする。之に對立する働ける組合員は、即ち土地の使用之れである。然かも此の單純なる所有者と使用者との關係は、元來は土地所有に關して互に仲間たり相棒たり、兩者相合するに依て甬めて一の完全なる所有となるべきほどのものであり乍ら現時に至つては、名義上の所有者なる者が其地の完全なる所有を握り、その使用者は、却つて借地人として之に附隨する地位に在るものと看做さるゝこととなり、その法律上の地位は爾かく規

小作制と小作法(一)

第十四卷 (第一號 一二五) 一二五

1) A. Marshall, Principles of Economics, Vol. I.
London 1898, p. 724

定さるゝことゝなつてしまつた。斯くて即ち農地に在つては、その所有者と小作人と相分れ、農地以外の土地に在つては、所有者と其の賃借人と相分るゝことゝなり、其の地位や權利關係や法の明文に依て規定せらるゝことゝなつたのである。

兎も角小作制度なるものは、農地の單純なる所有と、その實際の用途とが相分れたることを意味し、又相分るゝに依て成立するものであつて、所有權が國家や村落團體に屬する場合に於ても、それが私人や私法人に屬する場合に於ても、その本來の意味に於て異なる所はない。然し現今普通の例の如く、私人や私法人の所有に屬する土地の上に小作の行はるゝものと、一般原則として土地の所有は國家又は村落團體に屬し、私人使用者は、一般的に其の小作人たる地位にあるものでは、その小作制度としての性質は、少からず相違せざるを得ぬ。即ち前者の場合に在つては、所謂所有權なるものは、廣く私人や私法人に賦與せられ、同じ私人や私法人の中に於て、所有者たる者と使用者(小作人)たる者との區別が生じ、兩者の權利と地位とは私法的に規定せられるのであるが、後者の場合に在つては、土地の所有權は原則として國家又は村落公共團體に屬し、私人に對してはたゞその使用權のみ賦與せられ、從て兩者の關係は、單純なる私法關係に止らないで公法的關係との區別の立て難きものとする。而して前者の場合に、私人や私法人と並んで國家や村落團體が土地を所有して之を小作に附することありとも、それはその場合に於ける小作制度の

性質を動かすに足るものではない。然るに、昔時廣く行はれたる村落土地公有制や或は土地國有制やの下に於ける小作制に至つては、土地の私人使用に關しては、たゞ小作的使用權のみ賦與せらるゝに過ぎないで、私的所有制の下に於ける小作制の如く、私權としての所有權と使用權とが併存することはない。

併し乍ら、現今普通に小作制と稱する所のものは、私的所有制の下に於ける小作制を意味するに外ならざる次第で、土地國有制の下に於ける一般的小作制に至つては、今や却つてたゞ將來に對する現状改革策として、致へられるに過ぎぬ。

然るに又私的所有制(土地私有制)の下に於ける小作制度に至つても、現今諸國に行はれつゝある所のものに就いて見れば、制度として、其間種々に區別せらるべきものがある。小作制としての其の根本の性質に異なる所はないけれども、制度としてのその形式内容に至つては、少からず趣を異にせるものがある。従て其の諸方面より觀たる利弊等に至つても、甚だその判斷を異にするものがあるを見るのである。

されば現時の所謂小作制なるものに就いて致究を試むるに當つては、其等の多少づゝ面目を異にせる小作制の種類に就いては、之を分別して觀察を試みなければならぬが、茲にその分別に入るに先つて、一通り致へて見なければならぬことは、一般的に觀たる小作制度なるものゝ利弊之

れである。

此の問題に關しては、或論者は、元來小作制度なるものは、右に之を明かにしたりに、土地の所有とその使用とが、權利として又實際に於て相分れたることを意味するもので、此事が抑も不合理で不自然たらざるを得ないから、是非廢除せられざるを得ない惡制度なりと主張する。即ち論者の見る所を以てすれば、獨り土地には限らず如何なる財でもそうであるが、特に土地に就いては、之を所有する者が之を使用し、實際之を使用する者が之を所有すべき筈のものである、現今之を見るが如く、實際之を使用せない者が、たゞ之を所有するといふ名義だけ持て居て、然かもその名義上の權利よりして地代收益を收め、常に實地の使用者に對して優越の地位を占め權利を有して居るに反して、之を實地に使用する者は、その勞苦と經營との結果生み出せる所のものは、その少からざる部分を割いて之を所有者に齎さなければならぬのみならず、その使用上に於ても經營上に於ても、常に所有者の監視と支配とを受けなければならぬといふ状態は間違つて居る、此の制度は宜しく之を廢止して、土地の所有と用益とを合一不可分の權利とせなければならぬとするのである。

此の見解には洵に尤な所があるが、然し此種の議論は現狀に對する改革論として正當なるべきに止り、現狀を現狀のまゝに見て、小作制度なるものゝ利弊を致へんとする場合には、一歩行き

過ぎたる議論たるを免れぬ。尙又改革論の論據としても、土地の如きは、之を使用する者が必ず之を所有せなければならぬものであるか、その點が先づ第一に論證を要する點たらざるを得ぬ。又同じく私人の間に所有と用益とが相分れて人を異にして行はれるのは不都合なりとするも、土地の所有は一切社會全體としての國家か乃至は村落團體の如きが之を掌握し、私人はたゞその使用權をのみ有する制度の如きも尙且つ不都合なりや。抑も土地の如きものゝ所有權が私人に與へらるゝは不合理で不自然ならざるや。所有と使用とが一の不可分の權利として私人に與へらるゝことになれば、その權利内容は甚だ豊富で從てその權利は甚だ強い權利となるが、その事は社會生活上に弊害を齎すことなきや。其他此種の疑義を挿むで議論することになれば、右の如き論者の主張は必ずしも、正當なりとも、又改革論の基礎として有效なりとも、言ひ得られぬことなるであらう。

然し私は茲には、此等の立入つた問題に就いて論議せんが爲めに此稿を起したのではなく、主として小作制度の現實狀態に就いて、その制度としての性質や、現在に於ける國民經濟上及び社會生活上の利弊や、引いてはその制度に關する法規の有様やを明かにせんことを目的とする者であるから、以下たゞ先づ少しく、小作制度の現状に就いて致へらるゝその利弊に就いて述べることにする。

仍て之を致ふるに、小作人は土地の所有關係に於ては、地主の所有權に對して使用權を有するに過ぎずとするは現今普通の法則の定むる所である。けれども之を經濟といふ實地狀態より見、之を經營といふ立場から見れば、小作人は自作人と同一様なる地位に立つものとする。たゞ小作人の有する使用權は、永代小作ならざる普通の小作に於ては、一定の期間を有し又一定の條件の下に置かれてある點に於て、趣を異にするのである。而して今此所に、小作制度なるもの、存するが爲めに生ずる第一の利點は、之に依て農業の實地經營者は、其の資本利用の上に於て少からざる便宜を得、資本を固定することなくして、能く之を全部流動的に經營上の必要に使用するを得ること之れである。即ち、自作經營に在つては、新たに土地を得んが爲めには、必ずや一定の代價を拂つて之を買取らなければならぬから、豫て貯蓄ある者も此の土地買收費として資本の一部を割て用ゐなければならず、貯蓄なき者は其の土地を擔保にして信用に依て土地代金を調達し、之に對しては年々一定の利子を支拂つて行かねばならぬ。之が爲めに自作農民が年々の農事經營上に用ゐるべき資本は減少せざるを得ざる譯で、兎角經營上に資本の不足するを免れ難い。特に近時のやうに、土地の價格の高貴なるを致せる狀態の下に在つては、此の土地代價として支拂はれて固定する資本の額は、常に比較的多大ならざるを得ないで、農家の經濟も之が爲めに立行き兼ねる事情あることは、廣く認められたる事實である。

然るに小作經營に在つては、經營者たる小作人は、此の土地代價としての資本を固定する必要を有せない爲めに、其の用ゐ得る資本は之を擧げて經營上に使用するを得て、其の經營をして出來得る限り集約的ならしむるを得るものとす。即ち同一額の資本を以てして、小作經營は自作經營よりも優に三倍の大きさの經營を爲し得るに足るのである。²⁾尤も小作人は收益の一部を割いて之を地代として土地の所有者に支拂はなければならず、之は恰も自作經營の場合に於ける土地代價の利子に匹敵すべき位置にあるものではあるが、然し現今の實狀に於ては、土地の賣買價格はその地代收益を基礎として計算せらるゝ其の資本價格(收益價格)以上に上ばり、兩者の間には少からざる懸隔あるを常とするが故に、その賣買價格の利子に相當するものと、收益價格の基礎たる地代との間には又少からざる懸隔あり、前者は常に後者よりも多額なる關係上、土地の賣買價格の利子を負擔する自作農業よりも、地代を支拂ふを以て足る小作農業は、經營上遙かに樂々な状態にあるを否定し難いのである。要するに此點に於ける小作農業の利便は掩ひ難きものであつて、大農經營に於ても、小農經營に於ても、共にその利便を見ることが出来る。

次に又右の事情に關聯して考へらるべきことは、小作といふ農企業の形式の存するが爲めに、土地を買取つて自作農業を營むほどの資力なき者も、たゞ經營上に必要なだけの資本と勞力を有する者である限りは、よく農業經營に従事するを得て、他人に雇傭せらるゝことなくして獨

2) v. d. Goltz, Handbuch der landwirtschaftlichen Betriebslehre, 4. Aufl., Berlin 1912, S. 712 ff.
ditto, Landwirtschaft, im Schönbergs Hb. 4. Aufl. Tübingen 1896, Bd. II f. S. 89

立の經營を爲し得ると同時に、土地は之を有すれども、自ら之を使用して農業經營を營む意思なく、勞力なき者も、能く之を荒廢せしめないで、他人に委かせて生産の用に充て、其間から地代收益をも收め得るの利便あることである。此點は小作制の利便として普通に指示せらるゝ所で恰も合資會社といふ組織あるに依て、經營の才能あつて資力乏しき者と、資力あつて經營の才能なき者とが結合して、以て能く事業經營を行ひ得ると相似たる利便なりとする。

右等の外尙ほ小作制度の存することより生ずる利便は、色々と之れあるべきだが、然しそれと同時に、之に伴ふ國民經營上及び社會生活上の不利益の存することも、之を掩ひ難い。即ち先づ第一には、永代小作ならざる普通の有期小作に在つては、小作人の利益とする所は、その小作契約の繼續して居る期間内に於て、出來得る限り十分に其地を利用して、其間から利得を占めることにある。従て小作人に取つては、たゞ年々に於ける經營利得の大小といふことが利害關係を有するに過ぎないで、其地の永久的なる生産力を維持することや培養増加することやに關しては、彼は利害相關せざるものである。³⁾ 此所に即ち土地の所有者と小作人との利益は一致し兼ねる次第で、之をして成るべく一致せしめんと努むることが、小作契約の内容を形造る次第である。而して小作契約の期間が短かければ短かいほど、小作人は愈々以て、土地から出來得る限り早く利益を吸取することに腐心し、土地に對して改良を施したり、その生産力を培養すべく施肥や作物の種類

3) Al. Thae'r's Grundsätze der rationellen Landwirtschaft, Berlin 1880, S. 63.
Ad. Smith, The Wealth of Nations, edited by Ed. Cannan, London, Vol. I. p. 359-70.

や其の輪換の順序やに就いて、注意を拂ふことをせざるものとす。之れ人情が先づ利己的なるを以て普通とする限り、又土地の上に行はるべき改良の如きが、や、久しき年月の間に徐々にその効果を表はし徐々に増す生産効果に於てのみ甫めて能く回収され報酬さるゝ性質のものたる限り、寔に是非もなき次第といふの外はない。されば小作契約に於ては、其の契約期間が比較的長く定められ、又小作人は經營上必要とするだけの資本を有して居り、農業者としての技能や精神やを備へて居る場合には、土地所有者の利益と小作人の利益とは比較的によく一致せしめ易い次第なりとせなければならぬ。フォン、デア、ゴルトツの如きは、十二ヶ年より短き期間の小作契約は、短期小作として右述の弊害の起り易かるべきを説いて居る。そして短期小作制の弊害は、小作期間の短くなるに連れて、算術級數的に増加するには止らないで實に幾何級數的に増加すべしと述べ、短期小作制ほど不合理的で排斥すべき農企業制は他に之を見ることが出来ぬと切言して居る。惟ふに、果して何ヶ年以下を以て短期なりとすべきかは、技術者の目を以て見るも、容易に定め難いことであらうが、兎も所、小作期間が短かければ短かいほど、小作人は所謂掠奪經營に陥り易く、其事實に土地所有者に取つて不利なるのみならず、國民經濟上より之を見るも、土地生産力の枯渴を誘ひ易くして、不利益たるべきことは、容易に認め得らるゝ所なりとする。

次に小作制度に伴ふ一般的弊害と見らるべき所のものは、小作契約の行はるゝに就いて、其の

條件に關して、貸主たる土地所有者と、借受人たる小作人との間に利害相反する場合多く、特に小作料の額及び其の支拂方法等に關して、此の利害反視の最も甚しきものあり、爲めに方今最も困難なる問題として隨所に之を見つゝある所の、所謂小作人問題なるものゝ頻發を見るに至るを避け得べからざること之である。小作契約の内容に關する詳細の議論は後に之を述べたいと思ふが、ともかくその内容を形造る諸多の事項に關して、地主と小作人との利害の相反するものゝ少からざるを得ざることゝ、從てそれが爲めに兩當事者間に種々の問題を發生せしめ、然かもその問題が個々當事者間の個別的なる問題たるに止らないで、一般的に小作制度に關する社會的問題として、社會一般の生活上に多大の影響を及ぼすものとなり、或は之が爲めに農業經濟全般の改造をすら必要とするに至るなきをも保し難きものと迄發展するの恐あることだけは、此所に之を一言して置かねばならぬ。

尤も一口に小作制度と稱せらるゝ中に在つても、後に之を明かにすべきが如く、種々の類別の認むべきあり、從て所謂小作人の地位に關しても、之を純然たる企業家と見得らるべき制度もあり、之を企業家と見ず勞働者と見るを以て適當とする制度もあり、決して一概に論じ難いことは忘るべからざる所に屬する。而して小作人の地位が高く又その經濟上の實力も強くて、純然たる企業家として、地主と對等の關係にある如き制度の下に於ては、小作料其他小作契約の内容を形

造る事柄に關する兩當事者間の利害反視と其間から生ずる問題とは、それは純然たる企業上の問題で、地主と企業家たる小作人との間に於ける經濟問題たるに外ならず、その間に生ずる利害關係は、單純なる經營上の損得關係たるに過ぎぬ。然るに事情之に反して、地主に對する小作人の地位低く、その經濟實力弱くして、小作人は企業家たるだけの資格を有せず、たゞ單に勞動者として、地主に雇傭さるゝ代りにその小作人となりて、やゝ獨立の勞動を爲すに過ぎざる制度の下に在つては、地主と小作人との間の利害衝突の問題は、たゞ經濟上の損得問題たるに止らないでその事は懸て小作人の生活に關係し、その社會上並びに經濟上の境遇に關聯し、一の勞動問題として、從て又一の重要なる社會問題として、甚だ複雑なる内容を有し、又その解決の困難を伴はざるを得ないのである。

けれども、現今行はるゝ小作制度の中に、右後者の場合に當る問題を醸しつゝある所のものゝ存在し、特にそが後に之を明確にすべきが如く、我國の實狀に當るものたるに於ては、斯かる難問題を發生せしむる間隙を有する小作制度そのものに、大いなる弊害の伴ふものたるを、思はない譯には行かぬのである。而して此の弊害の伴ふ限り、小作制度に對して、或は之が改良の道の致へられ、或は之が制度としての改廢の主張せらるゝあるに至り、その爲めに又多くの研究と劃策と時代的勢力との要求さるゝあることも、先づ一般論として、之を認めてかゝらなければなら

ぬのである。

右は一般的に小作制度に關する議論であるが、その小作制度の中には、之を歴史的に觀察するも、將又之を現在に於ける諸國の實狀の上より觀察するも、幾多の分類の認めらるべきこと、前に之を明かにした通りである。此所には小作制度の歴史的發達を叙する必要はないから、その諸國間に於ける現行諸狀態に就いて觀察することとする。然かも又その觀察はたゞ大體の分類に就て之を試みるに止めて置く。

現今諸國に行はるゝ小作制度中に在つて、制度として最も發達せるものは、主として英國に行はるゝ所のもの之である。即ち所謂有期小作制であつて、小作人は純然たる企業者として、小作經營に當るものとする。その小作契約は多くは文書を以て正式に取結ばれ、小作の期間、小作料その他の内容事項に關しては豫め明確なる合意を遂げて置き、その代り一旦小作契約の成立したる以上は、地主も小作人も十分なる責任を以て契約遂行の義務を負ひ、小作人は經營に關する一切の損得を一身に引受けて、定められたるだけの小作料は、作柄の豊凶等に關係なく之を支拂ひその小作料は收穫實物を以て收納することなく。常に貨幣に依て之を行ひ所謂金納たるを以て原則とする。而してその小作料の額は、元より小作地に對する需要と供給との競合する狀況如何に

よつて多少は高くも低くも決定されるのであるが、その理論上の標準とする所は、リカード一流の地代之れである。詳言すれば、當該農地が其の生産力に於て限界耕地に對して有する優越の程度に依り、同一收益に對する生産費の差額の生ずるその差額だけ、換言すれば、同一生産費に對して生ずる収益上の差額だけが、其地の地代と考へられ、之を以て小作料の理論上の正常的標準と爲すものである。

此種の小作制に在つては、小作人は相當の資力を備へ、農事經營上の技能を有し、所謂ファーマーとして立派に遣つて行けるだけの人物であつて、地主に對して對等なる契約當事者たるに足るだけの者たるを例とする。而して英國の如きに在つては、農地は大抵一纏になつて居て農場を形造り、然かも相當に大農場たるものが多いのであるから、之を一手に引受けて小作經營を爲す者は、資力に於ても、經營の能力に於ても、之を爲し得るに足るだけのものを備へて居なくては能く其任に當ることが出來ぬ。従て生産上に必要とする勞働の如きは、到底小農地の小作人などのやうに、自家の勞働力を以て之を果すに足るものではなく、専ら雇傭勞働に依り、自己はたゞ企業經營上に必要な指導統率の任務をのみ遂行するを以て例とする。従て此の制度の下に在つては、小作人の生産収益上の利得は、企業に對する利潤を包含し(所謂普通並みの利潤)勞賃所得の致へらるゝ場合に於ては、そは所謂經營勞賃 (Wage of management) たるものとする。要する

に小作人が純然たる企業家として、資本と雇傭労働とを使用して、地主に對しては定額の地代を支拂ひ、企業上の損得の危険を一身に引受けて以て農事經營の任に當るものたることは、此の制度の特色とする所で、近世初期に當つて英國に於ける新企業組織が商工業者に依てよりも却つて此種のフアーマーに依て開拓創設せられ、續で起るべき商工業に對して其範を垂れたることは、經濟史上に著明なる所である。⁵⁾

此種の純企業的な小作制の利點とする所は、その最も主要なるものとしては、地主はたゞ小作人に向つて土地を供給し、又之に必要な農場の建物を供給し、土地と家屋との永久的なる改良修繕等を爲すを以て足り、經營一切の事は之を小作人に一任し、決して之に對して監督指揮助言等を爲すの必要なく、地主と小作人との間に分業的の限界が明かに立つて居ることである。従つて小作人は經營上に於ては地主に獨立して自由なる意思と手腕とを以て之を行ふことが出來、地主は經營上の一切の煩勞を免れることが出來る。而して地主の提供する所は價格に於ては、小作人の提供する所の經營資本に對して平均五倍の大きさに及ぶとせられて居るが、然かも地主は、その價格に對しては、僅かに三%の利廻にも及び兼ねぬ位の小作料收入を得るを以て満足するものがある。他の如何なる種類の企業に在つても、企業家が斯かる低利の資本を使用し得るものとはない次第で、此點に於て、小作人は企業經營上有利な地位に在るものと謂ふを得べく、先に小作

5) A. Marshall, op. cit. p. 35-6

制の利點として、經營者たる小作人は、固定資本に多くのものを投ずるの必要なきを以て利點とするといふことを述べて置いたが、その利點は此種の小作制の下に於て最も明瞭に表はれて來るのである。⁶⁶⁾

けれども又翻て之を考ふれば、農事經營をして爾かく純企業化せしむることが、果して農業全體の利益たるべきや否や、さなきだに現今の實狀に於ては、企業として利潤所得を多く擧ぐることを以て専ら其の目的とする限りに於ては、農業は所詮商工業の敵にあらざる所より、企業的精神と企業的生産方法とが行渡れば行渡るほど、有爲なる人々と資本とは農業を捨て、商工業に向はんとする傾向の顯著なる際なれば、農業の衰運を挽回し、其の命脈を維持せんが爲めには、之をして成るべく企業化せしめず、寧ろ其の自然經濟的なる性質を保存するを以て得策とするのではないかといふことが、考へられて來る。

此の見地からすれば、前掲の純企業的小作制の如きは、餘りに多く農業に浮動的要素を加味せしめ、之をして餘りに計算的ならしめ、事務的ならしむるものとして、其點より却つて其の弊害を説き得らるゝこととなる。即ち此の小作制が餘りに現代的に進み過ぎて居て、小作契約も正式に期間や其他を限定し、小作人はたゞ企業利得のある限りに於て契約關係に入り、地主と小作人とを結ぶものは唯だ一の利得といふことのみで、その消滅又は減少する場合が即ち兩者間の紐帶の

切斷せらるゝ場合なりといふ風になつて居ることが、却つて農事經營上の組織としては、その弱點を爲さざるを得ぬと考へられるわけなのである。農業の強味は、明確にその經營上の收支が計數的に算定し得べからず、之を營む者は、やゝ損得の打算を超越して、寧ろ其業を樂むといふことに重きを置て、之に當るに於てこそ、よく農業は榮え得べく、商工企業同様に純營利的業務となればなるほど、元來營利に薄き農業は、その本來の性質より、人々と資本とに嫌はれて見捨てらるゝに至るを避け難いといふのが、此の見地の據て立つ根本信念である。

右の見地は私自身も之を持つる所であつて、私は曾て世界に誇るに足るほどのものであつた英國に於ける農業が、過去一世紀足らずの間に斯くも驚くべき衰頽を見るに至つたのは、主として此の營利的企業主義の大勃興と大發展とに歸因するものだと信ずる。従て政策論として我國の農業の如きが、斯く企業化し行くことは、總て又我國の農業をして衰運に傾かしむる所以なりと信ぜざるを得ないが、然し現今の制度として、主として英國に此種の純企業的小作制の存在することは、利害や政策に一步先立てる現實の事實であつて、事實として之を如何ともすべからざるものであるから、此所にはたゞ其の制度の性質と、之に關して考へられる利害の主要點とを明かにするにを以て足れりとする外はない。

右の如き制度として進歩せる小作制の行はれて居る傍、英國に在つては、又頗る貧弱にして弊害多き小作制が、愛蘭に於て行はれ、今に其弊を止めて居るのである。Collier System を稱せらるゝもののである。此の制度は、資本なく企業經營の才能もなく、たゞ一家の勞働を以て農耕勞働をのみ爲し得る貧弱なる農民が、住家たるべき小家屋と併せて狭小面積の耕地を賃借して小作を營むもので、然かも其の小作料は、自由競争の原則に依て定まるべきものとせられ、(rack-rent) 小作契約は又一ヶ月を單位期間として締結せられるものとする。此の制度は従て企業組織としての小作制と見るを得べきものではなく、たゞ僅かに之に依て小作人が一家の寒貧なる生活を維持せんが爲めにせらるゝ所のものたるに過ぎぬ。而して小作地の面積が小なるに加へて、土地なき農民人口の過多なる事情は、此種の小作地に對する需要をして愈々大ならしめ、その小作料は從て頗る高からざるを得ざることとなつて、小作人の窮乏年と共に甚しく、それに一方には、愛蘭に於て特に甚しき不在地主制の廣く行はるゝが爲めに、其の農業と農民狀態とをして、終に荒廢窮迫其極に達せしめ、絶望的なる状態を見るに至らしめたのである。元來同地方では、他國に多く其例を見るやうに、昔時は、土地は氏族團體 (Clan) の共有であつたものが、スチュアート朝に至つて廢止せられ、土地は大抵英蘭やウェールズの貴族の私有となつた爲めに、土地に離れた百姓達は、乳に離れた幼児のやうに、終に此の慘狀に陥つたのであつて、小作制度として、最も

不都合なる制度と考へられる所の此の制度を生むに至つたのである。其の缺點は實に自由競争主義の濫用に崩せるもので、狼と羊との間に於ける自由競争主義の原則ばかり不都合なるものではなく、此の小作制は實にその好き標本を示すものとする。

Collin なる名稱は、本來は住家たる小舎と一ニエーカーの小地面とを賃借せる又小作人を意味するものであつたのだが、追々と又小作人に限らず總て自由競争の原則に依て定まる地代を支拂ふ契約の下に小面積の土地の賃借小作を爲す者を意味することゝなつたのである。即ち當初農村に於ける資本の缺乏の爲めに、自作的小地主や小作人やが、労働者を雇入るゝに當つて、之に貨幣勞賃を支拂ふを不便とし、其代りに小面積の土地を貸與して、之を季節々々に使用せしめたのが、此の制度の起原であつて、労働者は又其の土地に對して支拂ふべき地代をば貨幣に依て支拂ふことなく、其の貨幣評價だけを労働に依て支拂ふことゝなつて居たのである。さればその土地から生ずる収益は、地代と勞賃とから成立つと見るを得べく、地代として地主に支拂はれたる殘餘が即ち労働者の勞賃所得に當る次第だつたのである。

けれども前に一言したやうに、此種の小農地に對する地代は、習慣に依て定まつて居ないで、自由競争の原則に依て定まるものたるべき限り、たゞ之に對する需要と之が供給との關係に依て定まるの外なく、然かも其の需要は農村人口の増加の爲めに、不斷の増加を示すべきものである

から、地代の高は年々に騰貴し、つまり其の決定の最後の法則を形造るものは人口の法則たるに外ならざることとなる。即ち人口増加が制限せられざる限り、地代は幾らでも騰貴し、之を自然に放任すれば、終に其の土地の収益全部を吸ひ盡しても尙ほ其の騰貴の勢を止めざるものとする。現に愛蘭の海岸地方の漁民や北部地方の機織人やの借用せる小作地の如きに至つては、此の實例を示して居たと傳へられるのである。蓋し此等の人々は、不漁の場合や不景氣の際には、小作地なくしては早速に饑餓に迫らるゝを免れ難い所から、平常状態に於ては、小作料を支拂ふは、土地収益以外の収益を割いてゞなければ、小作地の収益だけでは足りないのを忍むで、之を賃借小作するの已むなき状態にあるから、かゝる状況をまで呈するに至つたのである。

要するに、愛蘭といへば農民状態の最も悪い所といふ風に世に知られて居り、Cottir Systemといへば即ち愛蘭の小作制と了解せられるほど、此の制度は特異なものであつて、その弊害のほども推知せられるのである。尤も斯かる状態は我國其他に於ても例外的には之を見るを得べき所だけれども、それが一の小作制としてその一般的性質の説明せられる場合には、愛蘭の状態が常に本舞台に表はれ来る次第である。(未完)